

資料Ⅲ－６ 自主的措置(政府調達)におけるSDR基準額の円貨換算レート

アクション・プログラム実行推進委員会において決定した各種自主的措置のSDR基準額については、平成18年1月23日付官報掲載の財務省告示第30号を基礎として、下記のとおり円貨換算レートが定められている。(平成18年4月1日より平成20年3月31日までの間に締結される調達契約について適用)

記

500SDRの邦貨	8万円
10万SDRの邦貨	1,600万円
38.5万SDRの邦貨	6,200万円
80万SDRの邦貨	1億3,000万円
200万SDRの邦貨	3億2,000万円
500万SDRの邦貨	8億円